

○財務省告示第百八十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十九年四月二十日に発行した割引短期国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十											
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の法	振替法の適	用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位											
割引短期国庫債券（第四百二十	特別会計に関する法律（平成十	九年法律第二十三号）第四十六	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号）以下	適用を受けけるものとし、その振	替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのため	引受け額で五千四百六十七億千	万円	千	の記載又は記録は、最低額面金	の整数倍の金額によるものと	する。	平成十九年四月二十日	額面金額百円につき九十九円三	十	償還期限	平成二十年四月二十一日	ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当  
成 本 面 還 たる  
十 銀 金 金 を と  
九 行 額 支 き は  
年 百 円 に う、そ  
四 円 つ き の 翌  
二 百 円 営 業  
十 日 日 に